

輸入品に関する行政命令第 12047 号

1982 年 10 月 14 日付行政命令第 12388 号で修正された
1978 年 3 月 27 日付行政命令第 12047 号

「一時的展示又は展覧、及びその他の目的の為に合衆国に輸入された、文化的重要性を有するある種の物品を、司法手続に基づく差押から免除できるようにするための法律」(全米制定法 79-985、合衆国法典第 22 編 2459 条)と題される 1965 年 10 月 19 日付法律で私に付与された権限により、そしてアメリカ合衆国大統領として、ここに以下の事を命ず。

第1条

合衆国情報局([United States Information Agency](#))¹長官は、上記法律によって大統領に付与された職務を委託され、遂行する権力を与えられ、そして大統領の承認、裁可、又はその他の行為無しに、次項を判断することを授権されたとみなされる。

- (1) 法律の意味する範囲内で合衆国に輸入される芸術品又はその他の物品に文化的重要性があると判断する事
- (2) そのような芸術品又はその他の物品を合衆国内で一時的に展覧又は展示することが国益に適うと判断する事
- (3) 上記の判断を公示する為に連邦官報に掲載する事

第2条

合衆国情報局長官は本命令を実施するにあたり、国益判断について国務大臣と協議しなければならない。同長官は文化的重要性の判断について、スミソニアン研究所所長([Secretary of the Smithsonian Institution](#))、国立美術館([National Gallery of Art](#))館長、並びに必要なならばこの他に政府職員([officers](#))又は政府機関([agencies](#))に諮問することができる。

第3条

合衆国情報局長官は、局内で本命令によって付与された職務([functions](#))を委譲することができる。

¹ 合衆国情報局への言及は、行政命令第 12388 号第 1 条により、国際通信局([International Communication Agency](#))への言及に代えて挿入された。

第4条

1966年10月14日付行政命令第11312号は撤回される²。

第5条

行政命令第11312号の規定により有効な一切の命令、規制、決定、又はその他の行為 (action) は、本命令で定める権限に従って変更されるまで有効であり続ける。

第6条

本命令は1978年4月1日より施行する。

² 1966年10月14日施行の行政命令第11312号により、同命令の下での権限が国務大臣に委託された。1978年4月1日の国際通信局(その後、合衆国情報局として再指定)設置によって、これらの職務は新局の長官に再委託された。